

復興大臣

吉野 正芳 殿

要 望 書

平成29年5月20日

福島県双葉郡葛尾村長 篠木 弘

福島県双葉郡葛尾村議会議長 杉本 宜信

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から6年2ヶ月が経過したものの、原子力災害は今なお収束せず、現在も多くの村民は住み慣れた故郷を離れ、様々な環境の下で避難生活を余儀なくされており、心身ともに疲弊している状況にある。

本村では、平成28年6月12日に一部地域を除く避難指示が解除され、村民が徐々に帰還しつつあるが、帰還率は10.3%と低迷している。また、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律が5月12日に可決成立し、帰還困難区域における「特定復興再生拠点区域」の除染・復興について道筋はある程度示されたものの、帰還困難区域全体に対する復興の道筋は未だ示されていない。

村は、「第1次葛尾村復興計画」及び「かつらお再生戦略プラン」を策定して、ハード・ソフト両面で復旧・復興事業に取り組むとともに、「帰村に向けたプログラム」を作成して村民の帰還を支援しているが、過去に類を見ない極めて過酷な原子力災害からの復興には様々な諸課題が山積しており、村が真の復興を成し遂げるには、長く険しい道のりである。

ついては、村民の生活を守り、村の復興・再生を加速するため、あぶくま中山間地域の特性に合った、被災市町村の実態に寄り添った支援について総力を挙げて対応していただくよう、次の事項について要望する。

要望事項 1 帰還困難区域の復興に向けて

(1) 帰還困難区域の取り扱いについて

第17回復興推進会議及び第42回原子力災害対策本部会議の合同会合において、帰還困難区域の今後の取り扱いや考え方が示されたが、本村の帰還困難区域については、これまで、6年以上何の対策も講じられていないばかりか、避難解除に向けた道筋も一切示されず、地域住民から請願書が提出されるほど不満が鬱積した状況となっている。

本来であれば、国の責任のもと、避難指示解除準備区域及び居住制限区域と同様に、区域内の除染及び劣化した家屋の解体撤去等を行うことが必要不可欠であると考えます。

今回可決成立した、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律に基づき、村が特定復興再生拠点区域の計画を策定することで、当該地区の再生支援や、帰還意欲のある住民の帰還環境整備のために除染等の方向性を示すこととなるため、これまで以上に財政面・人材面等あらゆる側面から地区の復興を後押しすることを強く要望します。

(2) 除染・家屋解体の速やかな実施

避難指示解除準備区域及び居住制限区域と同様に除染を早急に実施すること。また、区域内の劣化した家屋の解体撤去等及び一般生活ゴミや家屋周辺の立木等の撤去を早急に行うこと。

(3) 放射線モニタリングの住民への周知

帰還困難区域の除染終了後には放射線モニタリング

測定を実施し、速やかに住民に周知すること。

(4) 特定復興再生拠点区域の計画に対する支援

村が「特定復興再生拠点区域」を定め計画を策定した場合、村の意向を最大限配慮し柔軟かつ速やかに認定するとともに、拠点整備に対して最大限の支援をすること。

要望事項２ 村全体の復興・再生の加速に向けて

(1) 震災復興特別交付税措置の継続

「復興・創生期間」において、被災自治体の実質的な負担を補填している震災復興特別交付税措置を当分の間継続すること。

(2) 福島再生加速化交付金（帰還環境整備）の予算確保と運用の改善

復興や村民帰還の進捗に伴い生じる課題等に対応できるよう長期的な予算確保を行うとともに、弾力的な運用、事業の追加・改善、手続きの簡略化を図ること。

(3) 主要道の通行の確保

避難指示が解除されているにもかかわらず、震災前から利用していた国道399号線等の主要道が通行できず、福島方面を始めとして迂回を余儀なくされているため、通行の再開に向けた周辺市町村との協議が円滑に行われるよう必要な対策を講じ、状況を改善すること。

(4) 除染の一層の推進

旧居住制限区域の広谷地地区と接する浪江町津島地区の帰還困難区域の除染を実施すること。また、フォローアップ除染の継続や森林除染の実施、河川全体の放射性物質対策の速やかな提示など、山積した除染課題に対応するための財源を確実に措置すること。

(5) 中間貯蔵施設への除染廃棄物の早期搬出

除染廃棄物の仮置き場が優良農地や主要道等に集中しているため、営農再開の妨げになっていることから、除染廃棄物等を中間貯蔵施設へ早期に搬出すること。

(6) 農林畜産業及び商工業の復興・再生への支援

村民帰還を進め復興を加速させるためには、生業としての農林畜産業・商工業の再開が極めて重要であることから、再開に必要な財政面・人材面での支援を行うこと。

特に、以下の点に関して実施すること。

- ・ これまで村が培ってきた耕畜連携による資源循環型農業の仕組みが崩れている状況にあることから、農業者の営農支援を行う団体等の設立への支援を始め、農林畜産業の再生に必要な財政面を含めた抜本的な支援を講ずること。
- ・ 補助事業が少ない椎茸を始めとする特用林産物への支援メニューを充実させること。喫緊の対応としては、「原子力被災12市町村農業者支援事業」の特用林産物への対象を拡大すること。
- ・ 現在申請中である「原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業」を活用した葛尾村産業団地整備事業や、今後申請予定である「原子力災害地域事業所整備等支援事業」による貸事務所・社宅整備事業

につき、迅速かつ円滑な審査・交付決定を行うこと。
また、当該産業団地に進出予定の法人に対し、第2次自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金申請につき、柔軟な対応を行うこと。

(7) 医療の確保

村民の安全・安心な暮らしを確保するためには、医療提供体制の充実が不可欠であるが、現在も内科診療所の再開が出来ていないことから、村の医療提供体制が早期に確保できるよう、必要な支援を行うこと。

(8) 国民健康保険、介護保険等の支援制度の継続

長期避難に伴う健康状態の悪化や、震災前とは異なる生活環境の変化により、医療費等が震災前に比べ増加していることに鑑み、当分の間、医療費等の利用者負担及び国民健康保険税等の免除に対する国の財政支援を継続すること。また、介護保険については、避難生活の影響により保険料を高額に設定せざるを得ないことから、避難前の保険料水準となるよう特例措置を講じること。

(9) 農林業・商工業等に係る損害賠償の的確な実施

帰村人口や通過交通の減少、風評被害等による減収が懸念される厳しい環境の中、村内での農林業・商工業の再開を決断された事業者が安心して経営を続けられるよう、被害の実態に即した的確かつ迅速な賠償について、東京電力を強く指導すること。

(10) 幼稚園、小・中学校の村内再開への支援

平成30年4月の幼稚園、小・中学校村内再開に向けて、魅力ある教育プログラムの継続にかかる財政支援、また、村内への通学のためのスクールバス等の交通手段についても必要な支援を行うこと。

(11) 高速道路無料措置の延長

村民の多くが今もなお避難を余儀なくされている状況で、コミュニティの維持や一時帰宅等で往来する避難住民の負担を軽減するため、避難者に対する高速道路無料措置を平成30年度以降も継続すること。